

## 長年にわたる ボランティア活動に 東京都知事感謝状

昨年の12月に行われた第55回東京都社会福祉大会において、市内にお住まいの辻村哲久さんへ、東京都知事から感謝状が贈られました。

辻村さんは29年余りにわたりボランティア活動に従事され、その間、町田ボランティア連絡協議会事務局長、同相談役などを歴任、現在も活躍しています。今回の表彰はこれまでの功績が評価されたものです。



表1 市・都民税申告書本庁舎受付日程

開催日	開催場所	受付時間
2月16日(金)	町田市役所本庁舎1階 市民フロア	午前の部 9:00~11:30
3月15日(木)		午後の部 1:00~4:00

土・日曜日を除く。ただし、2月18日(日)と2月25日(日)は受付を行います。昼休みは受付をしません。

表2 市・都民税申告書の出張受付日程

開催日	会場	受付時間
2月20日(火)	町田市農業協同組合 南支店 ホール	午前の部 9:30~11:00 午後の部 1:00~3:30 昼休みは受付を しません。
2月21日(水)		
2月26日(月)	鶴川市民センター ホール	
2月27日(火)		
2月28日(水)	小山市市民センター ホール	
3月1日(木)		
3月2日(金)	なるせ駅前市民センター ホール	
3月6日(火)		
3月7日(水)	堺市民センター ホール	
3月8日(木)		
3月9日(金)	忠生市民センター ホール	

「注意事項」

- (1) 今年度は南市民センターが工事のため町田市農業協同組合 南支店で受付を行います。
- (2) 当日は混雑が予想されますので、時間に余裕を持っておいで下さい。
- (3) ご来場の際には、筆記具・印鑑・所得の証明ができるもの・社会保険料等の資料等をお持ち下さい。
- (4) 会場には駐車場の用意がありませんので、お車での来場はご遠慮下さい。

## 市・都民税、所得税、贈与税 消費税、事業税 申告はお早めに

市・都民税 所得税、事業税の申告書の受付期間は、2月16日(金)～3月15日(木)です(郵送可)。3月に入りますと大変混雑しますので、申告はお早めにお願ひします。

お問い合わせは、市・都民税については市役所市民税課(☎724・2114)、所得税、消費税については町田税務署(☎728・7211)、事業税については八王子都税事務所個人事業税係(☎042・644・1111)へ。

### 市・都民税の申告書

市・都民税の申告書は昨年申告書を提出した方65歳以上で昨年課税された方(確定申告をされた方を除く)などに発送しました。

市・都民税の申告書が送られた方で、病氣・失業などで昨年中に所得がなかった方も、その旨を具体的に記入して提出して下さい。申告書が必要な方は市民税課にお問い合わせ下さい。

### 受付・相談

市・都民税の申告書の受け付けは、2月16日(金)～3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)市役所1階市民フロアで行います。受付時間は午前9時～11時30分と午後1時～4時です(表1)。また、各市民センターでも行います(表2)。会場の受付時間は、午前9時30分～11時と午後1時～3時30分です。

今年、2月18日と2月25日の日曜日も平日と同様、市役所1階市民フロアにて受け付けと相談をおこないます。

## 就学・入学通知書

### 届いていない方は ご連絡下さい

今年4月に小・中学校に入学するお子さん(小学校=平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ、中学校=平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ)の保護者の方に、就学・入学通知書をお送りしました。まだ届いていない方は、学務課(☎724・2176)へご連絡下さい。

また、外国籍の方で、町田市立小学校に就学を希望される方は、学務課で手続きをして下さい。

なお、国立・私立の小・中学校に入学する方は、入学承諾書等を学務課(〒194-0022、森野1-33-10、森野分庁舎3階)へお持ちになるか郵送して下さい。

## 税理士会が行う

### 小規模納税者の方などのための 確定申告無料相談

小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下の白色申告者)の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税の申告を対象(譲渡所得のある方を除く)としています。譲渡所得のある方、所得金額が高額な方及び相談内容が複雑な方は、ご遠慮下さい。

会場が混雑した場合は、受付を早めに締め切ることがあります。駐車場はありませんので車での来場はご遠慮下さい。

問東京税理士会町田支部 ☎729・0777

#### 確定申告無料相談日程表

開催日	会場	受付時間
2月15日(木)～16日(金)	忠生市民センター ホール	9:30～11:00
2月15日(木)～16日(金)	町田市農協・南支店 ホール	
2月20日(火)～21日(水)	なるせ駅前市民センター ホール	13:00～15:00
2月21日(水)～23日(金)	鶴川市民センター ホール	
2月22日(木)～23日(金)	堺市民センター ホール	

### 申告に持参して いただくもの

市・都民税の申告に持参していただくものは、以下のとおりです。

申告書(会場でもお渡しできません) 印鑑 収入があった方は、収入の内訳を証明できる資料(源泉徴収票等) 所得控除の資料等(前年中に支払った社会保険料の領収書や国民年金保険料、生命保険料・損害保険料の控除証明書、

### 市・都民税 課税・非課税証明書

医療費の領収書等) 市・都民税の平成19年度課税・非課税証明書は、期限内に申告された場合には、6月中旬以降に交付されます。

なお、期限内に申告がまだありませんと、証明書の交付時期が遅れることがあります。

## 廃車等の手続きは お早めに

### バイク・軽四輪は4月1日現在で課税

軽自動車税は、4月1日現在、登録のある方に課税します。バイクや軽自動車を所有している、次のように該当する方は、登録、廃車、名義変更等の手続きを3月末日までにお願ひします。

町田市に転入し、前住所のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方

町田市外に転出する方

故障等でバイクを廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない方

バイク等の盗難にあった方

町田市内、または市外の方からバイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方

バイク等を他人に譲り、譲り受け

軽自動車税は、4月1日現在、登録のある方に課税します。バイクや軽自動車を所有している、次のように該当する方は、登録、廃車、名義変更等の手続きを3月末日までにお願ひします。

町田市に転入し、前住所のナンバープレートがついたバイク等をお持ちの方

町田市外に転出する方

故障等でバイクを廃棄処分し現在所有していないが、まだ廃車手続きをしていない方

バイク等の盗難にあった方

町田市内、または市外の方からバイク等を譲り受け、まだ名義変更をしていない方

バイク等を他人に譲り、譲り受け

## 国民健康保険 日曜支払い相談窓口 及び出前相談会を 開設します

国民健康保険税のお支払いや、ご相談をお受けする日曜支払い相談窓口及び出前相談会を開設します。当日は各種届け出もお受けします。

期日 2月18日(日)

会場・時間 国保年金課(市役所本庁舎4階) 午前9時～午後4時 南市民センター・堺市民センター 午前9時～正午、午後1時～4時

市民センターの通常業務は行いません。

問国保年金課 ☎724・2125

## ご利用下さい 町中融 田小資 市業度 企制

市内の中小企業者または、市内で新たに事業を始める中小企業者が事業資金や開業資金を調達するため、市と取扱金融機関との提携及び信用保証機関の協力により実施するものです。

取り扱いは次の金融機関の町田市内にある支店等で行っています。

取扱金融機関 八千代・横浜・三井住友・みずほ・東京都民・りそな・東日本・山梨中央の各銀行、城南・横浜・芝の各信用金庫、町田市農業協同組合

金融機関 信用保証機関の審査により、融資できない場合もあります。

問経済振興課 ☎724・2129

### 町田市中企業融資制度概要

融資の種類	融資限度額	融資利率	融資期間・返済方法	保証人
運転資金	1,000万円	年利2.2%(1.5%)	5年以内(6か月の据置期間を含む) 割賦返済	法人は代表者 個人の連帯保証が必要
設備資金		年利1.8%(1.8%)	7年以内(6か月の据置期間を含む) 割賦返済	
バリアフリー化整備資金	500万円	年利2.0%(1.5%)	7年以内(12か月の据置期間を含む) 割賦返済	
環境改善整備資金		年利2.2%(1.5%)	5年以内(6か月の据置期間を含む) 割賦返済	
開業資金				
緊急資金				
小規模企業特別資金				

バリアフリー化整備資金、環境改善整備資金及び緊急資金は他の資金と重複して申し込みができます。融資資格確認書を発行しますので、事前にご相談下さい。この制度は、信用保証機関(東京信用保証協会)の保証が必要です。また、信用保証機関の指示により上表のほかに保証人を要することもあります。信用保証料の約1/2を5万円を限度(バリアフリー化整備資金及び環境改善整備資金は全額)として融資時に補助します。また利子については( )内の利率による額を年2回に分けて補助します。

自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2033

軽三輪・軽四輪自動車 軽自動車検査協会多摩支所 ☎042・525・4360

125ccを超えるバイク及び軽四輪等は、名義変更や廃車手続きのほかに、税申告の手続きも必要です。例年、名義変更、または廃車手続きが4月1日以前に済んでいるにもかかわらず、税申告の手続きがなされないために、誤って納税通知書が送られる場合が多くあります。お手数ですが市役所市民税課で課税の有無を確認して下さい。